



社会の制度が生み出す孤立 離婚・再婚後家族の子どもに光をあてる

公開シンポジウム「なぜ、社会的孤立は
問題なのか？」

2024年3月9日

主催：日本学術会議社会学委員会

共催：社会学系コンソーシアム

後援：国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究
開発センター

討論者2：野沢慎司
(明治学院大学)

社会制度と孤立の関係を読む難しさ

- このシンポジウムの趣旨「単に個人の孤立や困難が問題なのではなく、社会構造や組織・制度によって作られていく社会的孤立が問題である」という立場に深く共鳴する。制度や規範が孤立を促進するメカニズムを捉えられれば、政策的な対応によって問題の解決に近づきやすい。
- しかし、社会に長期に存続した(家族などの)制度は、所与の前提(常識)のように社会構造に組み込まれているので(研究者にも)意識されにくい。孤立に関する多様なデータ分析結果や議論のどこに、どの制度がどのように関連しているのか、容易に気づけない。
- 家族の中に、とくに子どもの孤立が存在することに光があたりにくい。家庭内の暴力や虐待は長らく隠蔽されてきた。その一部に光があたると陰ができる。家族内孤立に光をあてる研究が必要。事例としてのステップファミリー。

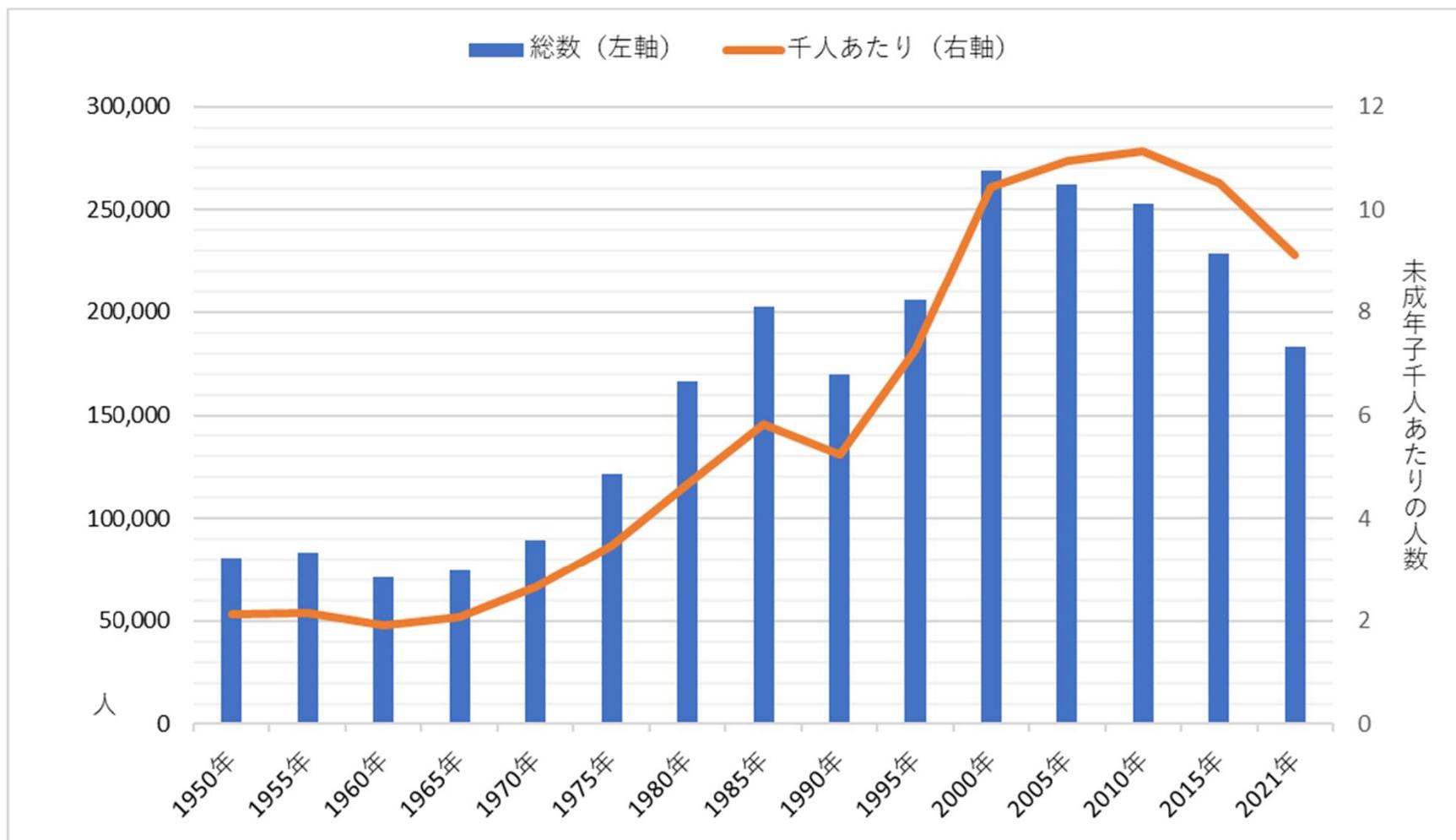
親とは違う子どもの視点と国際・学際視点

- 「ステップファミリー」、すなわち「親の一方あるいは双方の新しいパートナーとの関係をもつ子どものいる家族／継親子関係を含む家族」(野沢・菊地 2021: 76)の共同研究に携わってきた。が、離婚や再婚などを経て作られるステップファミリーの家族関係の困難、家族内での子ども(や大人)の孤立(居場所のなさ、疎外感、葛藤)を発見し、観察できても、それを社会制度と結びつけて理解する難しさを経験。自分自身の認識枠組を意識化するのに時間がかかった。
- 転換点は、第1に、(若年成人)継子へのインタビュー調査から親・継親・(継)子の間に溝が生じ、家族内で孤立する子どもの存在に気づいたこと、第2に、アメリカ、ニュージーランド、ノルウェーなどの研究者・支援者・臨床家および法制度研究者などとの交流から日本(反変革)と海外(変革)の制度的ギャップに気づいたこと。離婚・再婚後の子どもが制度的に孤立・困難・不利益へと水路づけられているメカニズムをさらに研究する必要がある(そこに研究者の視線が届いていない)。

日本の子どもは両親の離婚後に 何を経験するのか？

- 子ども時代に親の離婚を経験するリスクは半世紀で5倍に上昇(図1)。
- 近年では、父親の8割強と母親の1割強が必ず親権を喪失する(図2)。
 - 欧米では離婚後も共同監護/養育が一般化し、子どもによい効果(Nielsen, 2018)。
- その後、離婚で親権喪失した親と子の関係が失われる傾向が強い(図3)。
 - 子連れ離婚≡ひとり親家庭(家族)≡母子家庭(→がんばる母を支援する)
- このようなパターン認識(ひとり親家族パラダイム)が浸透(野沢2021; 2024)。
 - 単独で養育義務を担う(母)親の困難は見えやすいが、「ひとり親」の陰にある子どもの経験(孤立)には光があたりにくい。「ひとり親」支援=子ども支援を疑うべき？

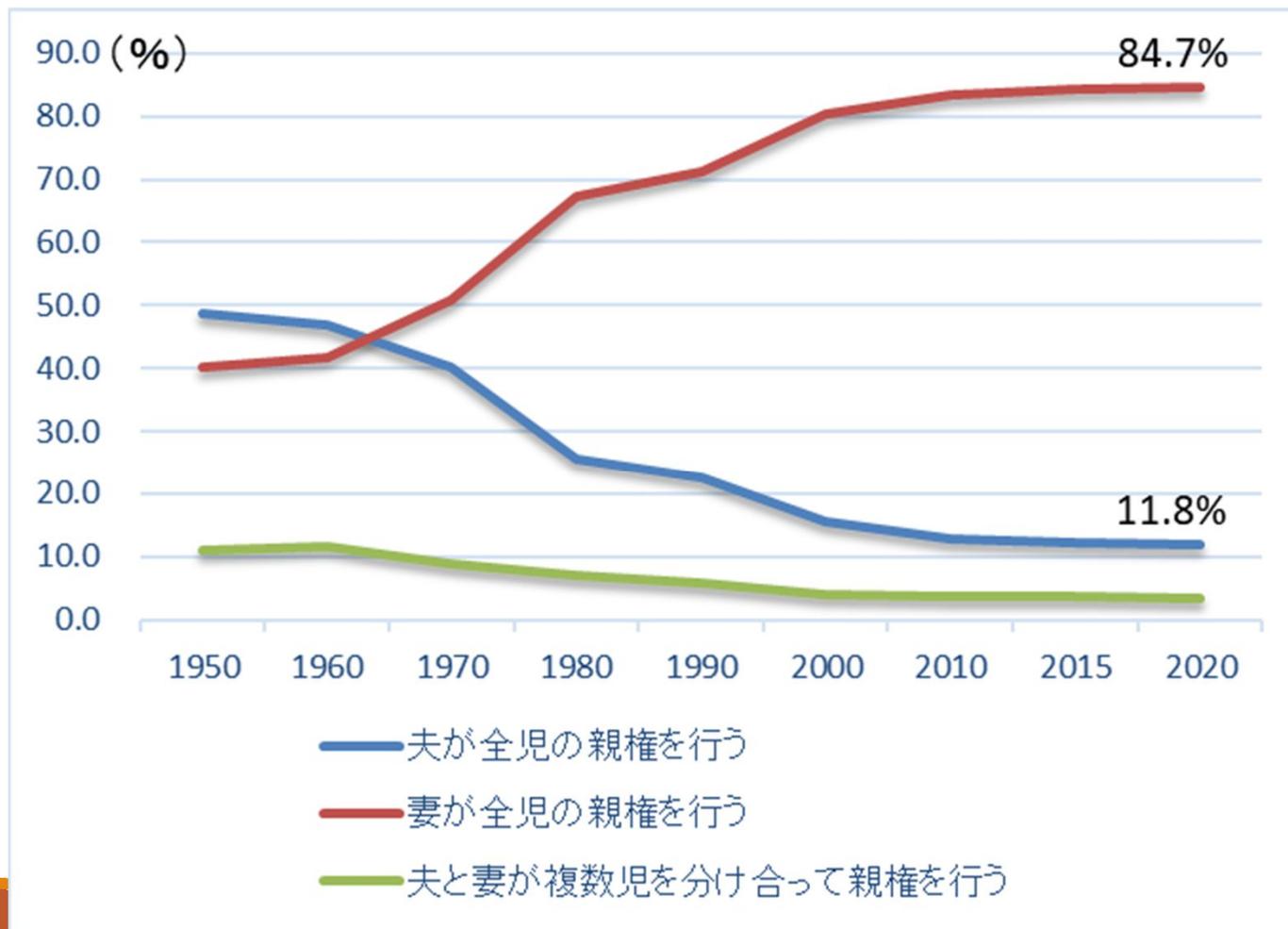
図1：年次別にみた親が離婚した未成年の子数および率（未成年人口千対）



子どもが親の離婚を経験するリスクが半世紀で5倍に上昇。

出典：厚生労働省「人口動態統計」

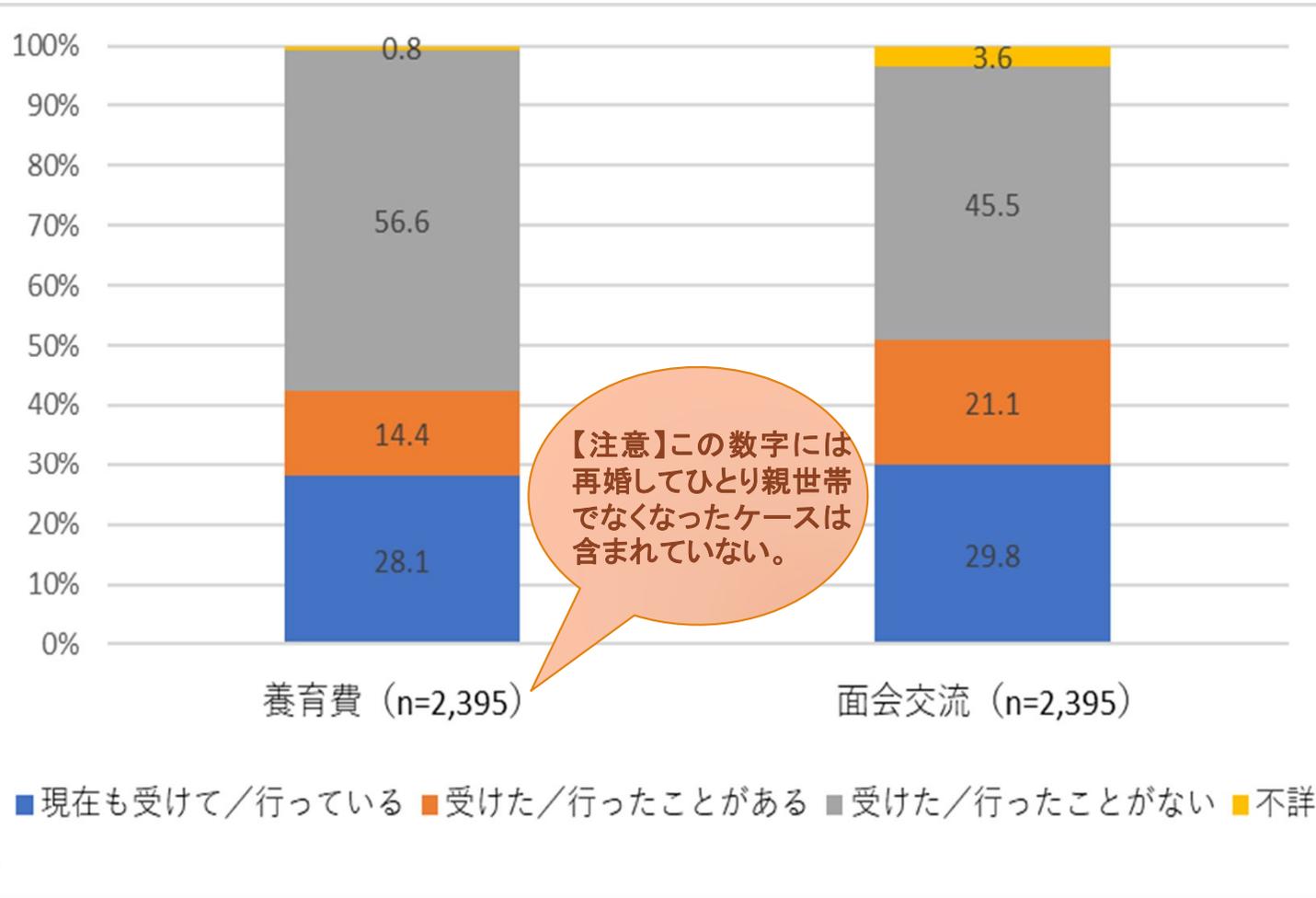
図2: 離婚後父母のどちらが親権者となるか (1950-2020年)



出典: 厚生労働省
「人口動態統計」

図3: 母子世帯の面会交流と養育費支払いの実施状況

(厚生労働省『令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告』2021年11月実施)



母子世帯の母で、現在、面会交流を行っていない最も大きな理由は、①「相手が面会交流を求めてこない」(43.7%)、②「子どもが会いたがらない」(34.7%)、③「相手が養育費を払わない」(17.2%)、④「面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になる」(15.6%)、⑤「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった」(8.5%)など。

出所: 令和3年度全国ひとり親世帯等調査(実数値)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukui=00450275&tstat=000001127535&cycle=8&tclass1=000001172966&tclass2=00001172967&tclass3val=0>

日本が維持し続ける離婚・再婚と親子に関わる制度例

- **離婚後の単独親権強制**：離婚後は子どもが必ず親権者を半分失う（*日本以外ではインドとトルコだけ）
「離婚→ひとり親家族→子連れ再婚→ふたり親家族」という固定観念の基盤。二人の親権者を持つ子どもからその半数を剥奪しない限りは離婚が成立しない制度
- **協議離婚制度**：圧倒的多数が届け出だけで簡単に離婚（*サウジアラビア、タイ、中国など少数。韓国では改革）
面会交流と養育費の支払いについて「子どもの利益を最も優先して」協議する責任（2011年改正民法766条）を父母に丸投げし、その結果に国（社会）は関与しない制度
- **容易な継子の養子縁組制度**：届け出だけ簡単に継親が子どもの親権者／非親権親の承諾も不要
継親は「新しい父/母」になり、夫妻チームで子育て→「ふつうの家族」の再建に向かわせる制度（菊地 2022）
- **戸籍制度**：個人単位でなく夫婦と未婚の子という単位（箱）で国民を管理する（箱内の姓の統一を強制）
親子関係を親の婚姻関係に従属させ、「箱=家庭=家族」と見る認識を再生産する制度的基盤（下夷 2020）

* 法務省／外務省による、G20を含む海外24か国の調査報告書『父母の離婚後の子の養育に関する海外法制について』（2020年）。

日本の離婚・再婚と子どもに関する4つのギャップが社会的に可視化されない(野沢2024)

(1) 両親の婚姻内の子どもと婚姻外の子どもの権利のギャップ

子どもが親権者としての父母を持つ権利に関する制度的差別が問題視されない。

(2) 離婚後の親責任における圧倒的なジェンダーギャップ

未婚出産は制度的に、離婚後の親権者も事実上、母親だけが養育責任(親権)を担う現状を自明視。

(3) 親の権利と子どもの権利の間のギャップ

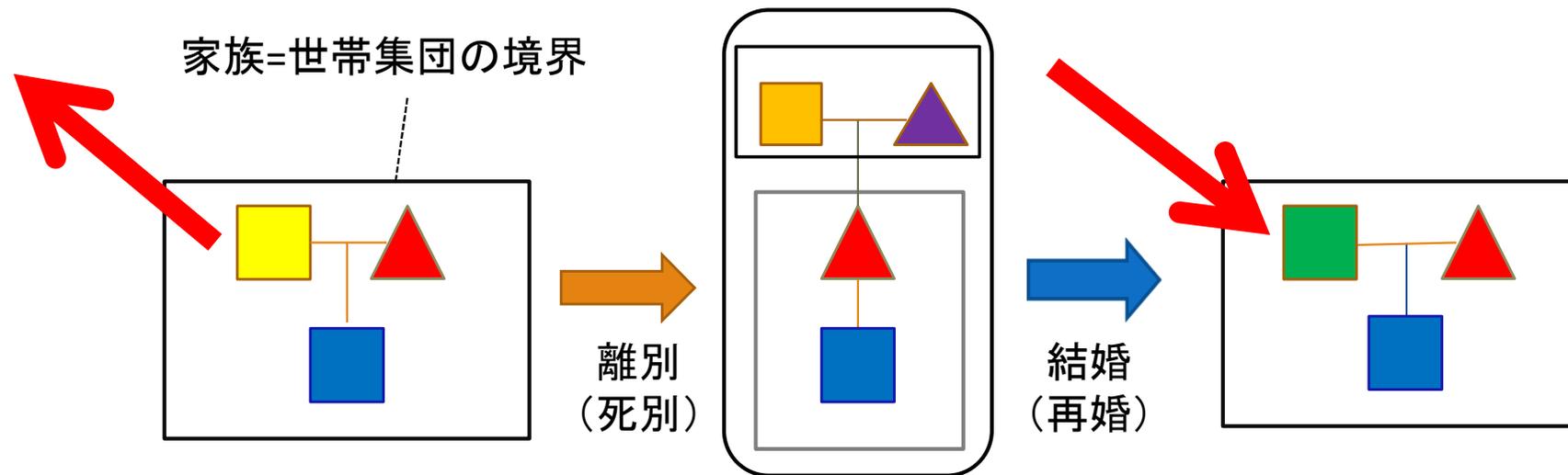
母子ユニットを自明の前提とし、子どもが母とは異なる／対立する権利や利益を持つとはみなされない。

(4) 世界的な「原則」の転換と日本の古い「常識」のギャップ

国連子どもの権利条約(1989年採択)以降、親が子どもに対する権利を保有するとみる考え方から、両親の婚姻状態に関係なく、「親子の分離不可能性」を原則とした法制度改革が西洋世界を中心に展開したことが知られていない。

⇒日本では、家族主義というよりは母性主義=「母性という制度」(田間2001)が今なお健在。だが、「ひとり親」という概念の浸透がその現実への視線を妨げる？

図4：代替モデル／スクラップ&ビルド型（日本的修正型）
 「ひとり親家族」パラダイムのなパターン（野沢 2021）



ふたり親家族 ➡ ひとり親家族 ➡ ふたり親家族

▲ = 親権者 = 同居親の視点で作直される家族とみる見解 (子づれ再婚家族)

野沢・菊地 (2021)、野沢 (2016)、菊地 (2009)

再婚する母に父親代替を強いられた子どもの孤立

(野沢・菊地 2014: 77-78; 野沢・菊地 2021: 100-103)

- 両親の離婚後も父子の面会交流が継続→実母が実父との面会交流を勝手に断絶→継父を「パパ」と呼ぶように強制

やっぱりその、大事な父だったので、はい。なので、会いに来てくれたのはとてもうれしかったですし、それがその、またいきなりなくなったときは、やっぱり相当母に対して、こう、怒りを感じましたね。

私は当たり前のように、本当の父とは別のところに新しい父を並べていたんですけど、こう、母の中では全くそうでないというか、多分そう、私がそう思っていると思いつきもしないんだろうということがわかったので。

→母との関係悪化+継父との関係未発達(スポンサー)+実父との関係断絶=信頼できる大人(親的存在)の不在(家族内での孤立)

(Qさん、女性20代、大学院生)

母がつねに厳しい継父の側に立ち孤立する子ども

(野沢 2015: 74; 野沢・菊地 2021: 112-114)

いや、でも直接的に(継父に対しては)言えないんですよ、怖くて。けど、母には言えるから、母に言ってもでも父の味方で、「何でわかってくれんのん？」って言って。(中略)「ここまですることないじゃん」っていうようなことを(母親に)言っても、「でもお父さん間違っていないでしょう」って。いや、まあそうなんだけどっていう(笑)。(中略)父親(継父)は机の上に(中略)何かが置いてあるとだめな人なんですよ。けど、結構教科書とかいろいろ置いてて、それを全部バーツて落としたりして、そしたらすごい手間かかるじゃないですか、片付けるのに。ここまですることないじゃんっていう、すごいどうでもいい話なんですけど、子どもの中ではもう何かショッキングというか。

母親って私の中では(継親との)パイプ役だと思ってるから、その役割をしてくれなかったというのはちょっと悲しかったですね。

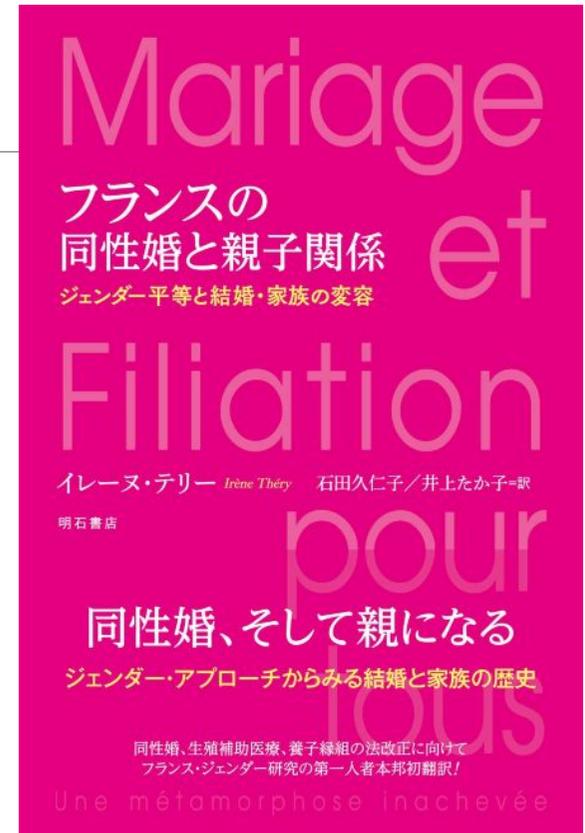
→信頼できる大人(親的存在)の不在、母との関係の悩みと精神疾患

(Wさん、女性20代、定時制高校卒)

継続モデル／連鎖拡張するネットワーク型？ 平等な子どもの権利を保障するフランス

- フランスのフェミニスト社会学者、イレーヌ・テリー(2016=2019)が、戦後フランスの家族の理念と法制度の変遷を解説。
- 「両親が同居しているか離別しているかにかかわらず、子どもの権利を平等にする」制度改革の展開。
- 1987年法によって父母による親権の共同行使が離婚・未婚カップルにも拡大し、1993年法では両親による共同親権が原則となった。2002年法では、両親により養育されることが子どもの利益であるという共同親権の原則が強化され、父母の権利と義務の平等が確立された。
- かつては離婚すれば希薄になるのが必然のなりゆきとみなされていた父子関係は、(婚姻関係にあるか否かを問わず)男女の結合から切り離された。親子関係はもはや結婚に基づかず、それ自体を基盤とするものと考えられる。

(Théry 2016=2019: 112-113)



「ひとり親家族パラダイム」の意識化を！

孤立のメカニズムを隠蔽する認識枠組の外へ(野沢 2021)

一般社会や家族(社会学)研究の世界において、マジック・ワード化し、支配的な影響を及ぼしている「ひとり親家族(家庭)」という用語の使用は...

- 離婚後の別居親を死別の親と同一視して「非存在」とみる点で、別居親と子どもの関係の多様性を否定してしまう。
- つまり、離婚後の家族の一つのあり方を是認し、別のあり方を否定するという価値判断を含んだ行為である。
- 「ひとり親」の孤立にのみ目を向け、それ以外の当事者(子ども、非親権親、祖父母など)の孤立や困難に目を向けないという視野の狭窄を生じやすい。
- 一見ジェンダー中立的な名称のため、母親のみに過度な親責任が課されている(父親は免責されてしまう)著しいジェンダーギャップ構造を看過しやすい。

→「ひとり親」以外の類型(概念)を使って研究を推進できないか？

参考文献

- Ganong, L., and Sanner, C., 2023, “Stepfamily Roles, Relationships, and Dynamics: A Review of Stepfamily Typologies,” *Journal of Child and Family Studies*, 32: 3581-3600.
- 菊地真理, 2009, 「再婚後の家族関係」野々山久也編『論点ハンドブック家族社会学』世界思想社, 265-268.
- 菊地真理, 2022, 「ステップファミリーと養子制度の在り方について —「連れ子養子」は子の利益になるか」『家庭の法と裁判』39: 28-33.
- Nielsen, L., 2018, “Joint Versus Sole Physical Custody: Children’s Outcomes Independent of Parent-Child Relationships, Income, and Conflict in 60 Studies,” *Journal of Divorce & Remarriage*, 59 (4): 247-281.
- 野沢慎司, 2015, 「ステップファミリーの若年成人子が語る同居親との関係—親の再婚への適応における重要性」『社会イノベーション研究』10 (2): 59-83. [<file:///C:/Users/shinji%20nozawa/Downloads/010-02-005.pdf>]
- 野沢慎司, 2016, 「ステップファミリーは「家族」なのか」『家族療法研究』33 (2):178-183 (72-77).
- 野沢慎司, 2021, 「ステップファミリーと「多様な家族」の限界—子どもの視点から壁を超える」『家族関係学』40: 13-23. [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjfr/40/0/40_13/article/-char/ja]
- 野沢慎司, 2024(印刷中), 「ステップファミリーと「ひとり親家族パラダイム」—離婚・再婚家族モデルの画一性と子どもの不在」『社会福祉学』64(4).
- 野沢慎司・菊地真理, 2014, 「若年成人継子が語る継親子関係の多様性—ステップファミリーにおける継親の役割と継子の適応」『研究所年報』(明治学院大学社会学部附属研究所)44: 69-87. [<http://repository.meijigakuin.ac.jp/dspace/handle/10723/1910L>]
- 野沢慎司・菊地真理, 2021, 『ステップファミリー—子どもから見た離婚・再婚』KADOKAWA(角川新書).
- 下夷美幸, 2019, 『日本の家族と戸籍—なぜ「夫婦と未婚の子」単位なのか』東京大学出版会.
- 田間泰子, 2001, 『母性愛という制度—子殺しと中絶のポリティクス』勁草書房.
- Théry Irène, 2016, *Mariage et filiation pour tous. Une métamorphose inachevée*, Paris, Le Seuil, La République des idées(=石田久仁子・井上たか子訳, 2019『フランスの同性婚と親子関係—ジェンダー平等と結婚・家族の変容』明石書店)